

表1 2018年1月1日に新たに関税が撤廃された品目リスト

(単位:品目、%)

分類			カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	うち 5%超
部	該当HS コード	内容					
第1部	01～04	動物および動物性生産品	18	24	17	-	-
第2部	06～14	植物性生産品	30	57	23	9	-
第3部	15	動物性または植物性の油脂およびその分解生産物、調製食用脂ならびに動物性または植物性のろう	6	2	4	-	-
第4部	16～24	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこおよび製造たばこ代用品	76	107	78	66	-
第5部	25～27	鉱物性生産品	16	57	31	11	2
第6部	28～38	化学工業の生産品	71	44	66	26	-
第7部	39～40	プラスチックおよびゴムならびにこれらの製品	45	104	47	38	-
第8部	41～43	皮革および毛皮ならびにこれらの製品、動物用装着具ならびに旅行用具、ハンドバックその他これらに類する容器ならびに腸の製品	17	53	5	4	-
第9部	44～46	木材およびその製品、木炭、コルクおよびその製品ならびにわら、エスパルトその他の組物材料の製品ならびにかご細工物および枝条細工物	2	12	-	-	-
第10部	47～49	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙ならびに紙および板紙ならびにこれらの製品	34	52	49	16	-
第11部	50～63	紡織用繊維およびその製品	-	25	-	64	-
第12部	64～67	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキおよびむちならびにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花ならびに人髪製品	6	6	2	-	-
第13部	68～70	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品ならびにガラスおよびその製品	30	2	36	36	-
第14部	71	天然または養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属および貴金属を張った金属ならびにこれらの製品、身辺用模造細貨類ならびに貨幣	1	-	2	-	-
第15部	72～83	卑金属およびその製品	99	50	127	121	-
第16部	84～85	機械類および電気機器ならびにこれらの部分品ならびに録音機、音声再生機ならびにテレビの映像および音声の記録用または再生用の機器ならびにこれらの部分品および付属品	153	5	126	140	-
第17部	86～89	車両、航空機、船舶および輸送機器関連品	16	16	15	133	77
第18部	90～92	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計および楽器ならびにこれらの部分品および付属品	6	-	7	-	-
第19部	93	武器および銃砲弾ならびにこれらの部分品および付属品	-	-	-	-	-
第20部	94～96	雑品	36	56	21	11	-
第21部	97	美術品、収集品および骨董(こっとう)	-	-	-	-	-
追加関税撤廃品目数合計			662	672	656	675	79
総品目数(9558品目)に占める割合			6.9	7.0	6.9	7.1	-

(注)品目数はASEAN統一関税分類(2012年版 AHTN)8桁ベース。

(出所)ASEAN事務局ウェブサイト(http://asean.org/?static_post=annex-2-tariff-schedules)

表2 ベトナムにおける5%を超える関税撤廃・低減品目一覧

HSコード	分類	2017年 12月まで	2018年 1月1日 時点	HSコード	分類	2017年 12月まで	2018年 1月1日 時点	
2710.91.00	廃油	40	20	8703.32.52	ディーゼル乗用車 (1500cc超2500cc以下)	30	0	
2710.99.00		40	20	8703.32.53		30	0	
8702.10.60	ディーゼルエンジン式バス (10人以上のもの)	30	0	8703.32.54		30	0	
8702.10.71		30	0	8703.32.59		30	0	
8702.10.79		30	0	8703.32.60		30	0	
8702.10.81		30	0	8703.32.92		30	0	
8702.10.89		30	0	8703.32.93		30	0	
8702.10.90		30	0	8703.32.94		30	0	
8702.90.92		その他のバス (10人以上のもの)	30	0		8703.32.99	30	0
8702.90.94	30		0	8703.33.53		30	0	
8702.90.95	30		0	8703.33.54	30	0		
8702.90.99	乗用車 (1000cc以下)	30	0	8703.33.55	ディーゼル乗用車 (2500cc超)	30	0	
8703.21.24		30	0	8703.33.59		30	0	
8703.21.29		30	0	8703.33.70		30	0	
8703.21.91		30	0	8703.33.91		30	0	
8703.21.92		30	0	8703.33.99	30	0		
8703.21.99		30	0	8703.90.12	乗用車 (その他のもの)	30	0	
8703.22.19		乗用車 (1000cc超1500cc以下)	30	0		8703.90.70	30	0
8703.22.91	30		0	8703.90.90	30	0		
8703.22.92	30		0	8711.10.12	オートバイ (50cc以下)	30	0	
8703.22.99	30	0	8711.10.13	30		0		
8703.23.40	乗用車 (1500cc超3000cc以下)	30	0	8711.10.19		30	0	
8703.23.61		30	0	8711.10.92		30	0	
8703.23.62		30	0	8711.10.93		30	0	
8703.23.63		30	0	8711.10.99		30	0	
8703.23.64		30	0	8711.20.10		オートバイ (50cc超250cc以下)	30	0
8703.23.91		30	0	8711.20.20			30	0
8703.23.92		30	0	8711.20.45			30	0
8703.23.93		30	0	8711.20.49			30	0
8703.23.94		30	0	8711.20.51	30		0	
8703.24.51		乗用車 (3000cc超)	30	0	8711.20.52		30	0
8703.24.59	30		0	8711.20.59	30	0		
8703.24.70	30		0	8711.20.90	30	0		
8703.24.91	30		0	8711.90.51	オートバイ (その他のもの)	30	0	
8703.24.99	30		0	8711.90.52		30	0	
8703.31.20	ディーゼル乗用車 (1500cc以下)	30	0	8711.90.53		30	0	
8703.31.40		30	0	8711.90.54		30	0	
8703.31.50		30	0	8711.90.91		30	0	
8703.31.91		30	0	8711.90.99	30	0		
8703.31.99		30	0					

(注) 品目数はASEAN統一関税分類(2012年版 AHTN)8桁ベース。

(出所) ASEAN事務局ウェブサイト(http://asean.org/?static_post=annex-2-tariff-schedules)